

豊丘村高齢者福祉計画
及び
第7期介護保険事業計画

【資料編】

平成30年（2018年）3月
長野県 豊丘村

豊丘村介護保険給付額と保険料の動向

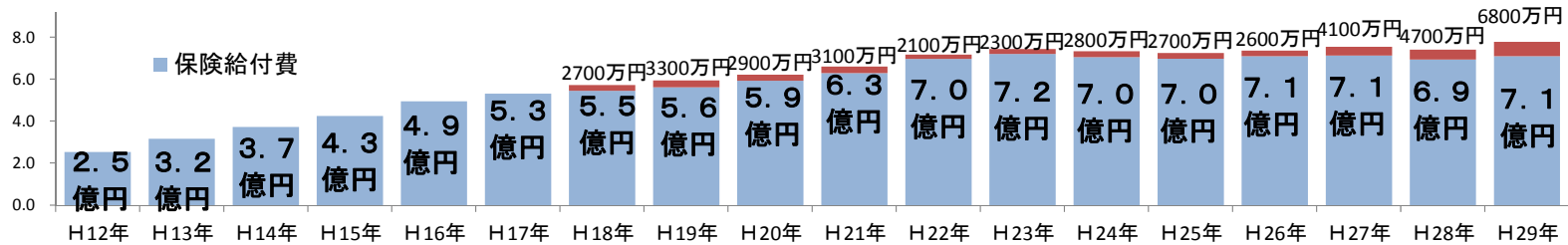
注1 平成12年～平成14年は豊丘村介護保険統計10月1日より
注3 平成26年～平成29年は豊丘村介護保険月報10月分より

注2 平成15年～平成25年は長野県介護保険事業年報より

1 豊丘村の高齢化率と介護保険認定者数

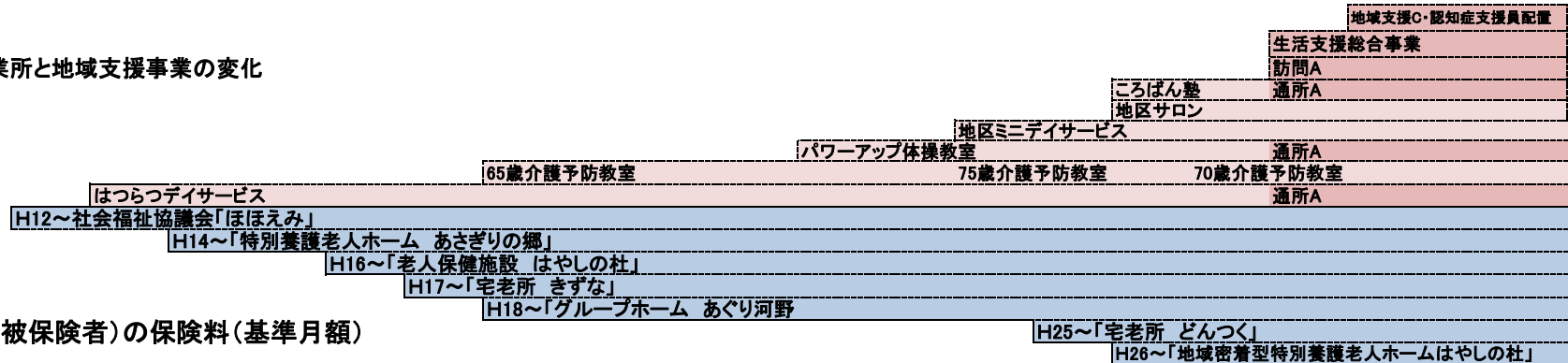
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
65歳人口	1968	2003	2024	2013	2031	2050	2045	2058	2067	2085	2035	2044	2017	2043	2073	2094	2142	2133
要介護認定者数	252	262	272	289	340	316	318	348	360	370	370	379	386	382	367	369	364	351
認定率	12.8%	13.0%	13.4%	14.3%	16.7%	15.4%	15.5%	16.9%	17.4%	17.7%	18.2%	18.5%	18.2%	18.4%	18.0%	17.6%	16.8%	16.3%
2号認定者(64歳以下)			5	4	6	6	5	6	6	4	4	3	4	3	3	3	4	3
軽症者(要支援～要介護2)	140	143	146	131	162	162	173	186	181	182	183	192	206	212	205	211	195	197
軽症率	7.1%	7.1%	7.2%	6.5%	8.0%	7.9%	8.5%	9.0%	8.8%	8.7%	9.0%	9.4%	10.2%	10.3%	9.9%	10.0%	9.0%	9.2%
要介護(要介護3～5)	112	119	126	158	178	154	145	162	179	188	187	187	180	170	162	158	169	154
重症率	5.7%	5.9%	6.2%	7.8%	8.8%	7.5%	7.1%	7.9%	8.7%	9.0%	9.2%	9.1%	8.9%	8.3%	7.8%	7.5%	7.1%	7.2%

2 豊丘村介護保険特別会計保健給付費と地域支援事業費の推移

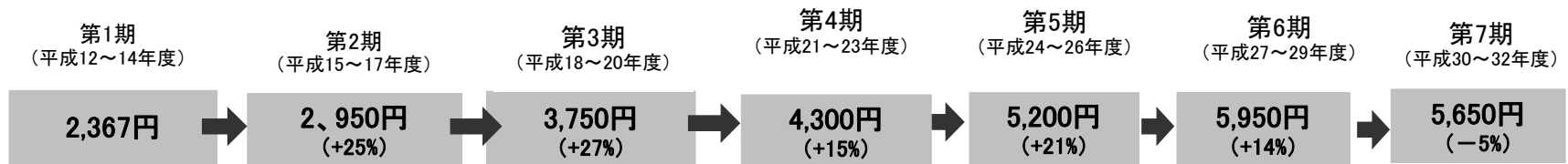


注1 平成12年度～平成14年度は豊丘村介護保険特別会計決算書 注2 平成15年度～26年度は長野県介護保険事業年報注3 平成26年度～平成28年度は豊丘村介護保険特別会計決算書 注4 平成29年度は豊丘村介護保険会計予算書より

3 介護サービス事業所と地域支援事業の変化



4 65歳以上(1号被保険者)の保険料(基準月額)



豊丘村 介護保険地域支援事業

	目的	事業名	対象者	内 容	
介護予防事業	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防 通所A	基本チェックリスト該当者	運動・レクリエーション・入浴・食事等 単価設定 要支援1×12月/52週×0.8 (入浴500円追加)	
		介護予防 訪問A		日常生活維持が困難な独居や高齢者のみの世帯に必要な生活支援を行う。 単価設定 介護Ⅰ生活援助45分以上	
	地域介護予防活動支援事業	人材育成	介護予防サポーター養成	一般	社協と共同して地域で介護予防の担い手となる人材を育成
	地域介護予防活動支援事業	介護予防	65歳・70歳・75歳介護予防教室	65歳・70歳・75歳	65歳・70歳・75歳を迎えた人を対象にそれぞれ毎月医療と介護の説明及び健康相談を実施。
	地域介護予防活動支援事業	高齢者交流支援	サロン事業交付金	一般	地域主体で実施する高齢者を中心とした交流や憩いの場で、月1回以上開催するサロンへ補助金交付
	地域介護予防活動支援事業	高齢者交流支援	おいでなんしょ会	65歳以上	65歳以上の高齢者、7人以上のグループのお茶飲み会への補助。1団体1回2,000円×12回まで補助
	地域介護予防活動支援事業	高齢者交流支援	高齢者昼食交流会	65歳以上	区・自治会単位で高齢者の交流の場提供として、昼食代及び学習会講師の補助。年2回H28年度より1人1,000円補助、65歳未満のスタッフへの補助も可と変更。
	地域介護予防活動支援事業	介護予防	地域ミニデイサービス	概ね65歳以上	地域の会所等で行う介護予防メニューを取り入れた短時間のデイサービス
地域リハビリテーション活動支援事業	運動機能維持	介護予防パワーアップ体操教室	一般	筋力低下による要介護状態の予防を目的に健康運動指導士による椅子に座って無理のない状態での体操指導を実施。	
地域リハビリテーション活動支援事業	運動機能維持	リハビリ相談家庭訪問	概ね65歳以上	筋力低下による要介護状態の予防及び重症化予防を図る。	
包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	包括ケア	地域ケア会議		多職種協働による個別事例や共通課題等の検討、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等
		独居・高齢者世帯支援	高齢者世帯介護予防訪問	70歳以上 一人暮らし 75歳以上世帯	介護職による独居及び高齢者のみの世帯の介護予防を目的としたニーズ把握と台帳整備を実施。
	認知症施策の推進	認知症支援	認知症初期集中支援チーム		医療介護の専門職が認知症の人を家庭訪問し概ね6ヵ月間必要により支援
		認知症支援	認知症地域支援推進員		豊丘村社会福祉協議会地域福祉課に設置
		人材育成	認知症キャラバンメイト養成	一般	認知症サポーター講座の講師となる認知症キャラバンメイトの養成
		人材育成	認知症サポーター養成	一般	認知症の状態を理解し、地域で見守る人材を育成
		認知症支援	認知症カフェ		認知症の人と家族、地域の人が認知症への理解を深めるとともに憩う場 月1回ずつ開催
見守り	見守りネットワーク構築		高齢者の日常の見守りと緊急時の見守りネットワーク構築		
生活支援サービスの体制整備	生活支援体制整備	生活支援コーディネーター	一般	豊丘村社会福祉協議会地域福祉課に設置	

豊丘村 介護保険地域支援事業

	目的	事業名	対象者	内 容
任意事業	介護認定者 介護者支援	ケアラズ(介護者) カフェ	介護者	喫茶enでお茶を飲みながら介護者の交流やリフレッシュ、相談等実施
	介護認定者 介護者支援	介護者リフレッシュ 事業	介護者	在宅介護者へ日帰りバスハイク、食事会等を実施し、リフレッシュを図る
	介護認定者 介護者支援	介護慰労金	介護者	要介護3以上の認定者を180日以上在宅で介護した介護者へ慰労金を交付
	介護認定者 介護者支援	オムツ代補助	介護者	在宅の要介護認定者へ1ヶ月3,000円を限度にオムツ代を補助
	介護認定者 介護者支援	オムツ代補助	総合事業 対象者	総合事業対象者へ1ヶ月2,000円を限度にオムツ代を補助
	独居・高齢 者世帯支援	ヤクルト配布サービス	一人暮らし 高齢者	安否確認の為、希望者へヤクルト配布する。留守宅へは電話で安否確認する。
	独居・高齢 者世帯支援	配食サービス	65歳以上一人 暮らし 73歳以上高齢 世帯で調理困 難な方	バランスの取れた食事を提供し、健康維持及び安否確認を行う。業者のお弁当をボランティアセンターに登録しているボランティア及びヘルパーが利用者宅へ配達。ボランティアへ交通費の補助。
	介護認定者 介護者支援	民間宅配弁当利用 補助		民間宅配弁当利用者(高齢世帯)1日1食100円の補助
	移送	豊丘村移送援助事業	要介護認定者 身体障害者手 帳保有者	移送タクシー(ストレッチャー装着車等)を利用した時に費用の一部を補助。
	独居・高齢 者世帯支援	生活支援ヘルパー		総合事業に該当しない者に対する生活支援ヘルパーの派遣 社協委託 1時間2,000円

一般会計	介護認定者 介護者支援	通所介護利用者 昼食代補助	要介護・要支 援認定者	通所の介護サービス利用者へ昼食代200円を補助
	移送	福祉タクシー	73歳以上	片道700円で利用可能な区域設定 ※飯田市内5病院は片道1,400円
	独居・高齢 者世帯支援	緊急通報 システム	75歳以上 一人暮らし	電話回線を通じてアルソックと双方向の緊急連絡・相談 24時間のセンサー機能付き

※飯田市内5病院
飯田市立病院 飯田病院 健和会病院
輝山会記念病院 瀬口脳神経外科病院

平成29年度

生活支援コーディネーター活動内容	認知症地域支援推進員活動内容
<p>生活支援コーディネーター 有償サービス事業に向けての準備</p> <p>ミニデイ、はつらつクラブへのニーズ調査 ミニデイ、サロン、はつらつクラブへの訪問</p> <p>民生児童委員会出席</p> <p>男塾、おあがりてランチ</p> <p>介護予防サポーター養成講座(全6回) 介護予防サポーターフォローアップ講座 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練 H29.10.1</p> <p>ボランティアセンター ボランティアの会の運営 配食サービス 毎週火曜日</p> <p>生活支援コーディネーター研修への参加</p> <p>認知症キャラバンメイト・サポーター養成講座</p> <p>オレンジカフェ ・ケアラズカフェ 4月～12月 第三木曜日 9回 ・きずなカフェ 4月～12月 第一水曜日 9回 ・かわのカフェ 4月～12月 第三日曜日 9回</p>	<p>認知症サポーター養成講座</p> <p>10/18 介護予防サポーター養成講座受講者 11/10 民生児童委員 11/17 豊丘中学校3年生 フォローアップ講座 12/17 木門自治会(健康学習会)</p> <p>認知症ケアパス学習会</p> <p>6/2 認知症キャラバンメイト 8/22 中平ミニデイ 9/20 北市場二・三ミニデイ 9/21 堀越サロン 松ぼっくりの会 9/28 中部地蔵道ミニデイ 10/4 福島ミニデイ 10/25 南市場ミニデイ 11/14 上市場ミニデイ 12/12 柿外土ミニデイ 12/22 中芝ミニデイ</p> <p>認知症キャラバンメイト連絡会</p> <p>6/2 第1回キャラバンメイト連絡会 「ケアパス」読み合わせ</p> <p>9/25 第2回キャラバンメイト連絡会 研修会と懇親会</p> <p>オレンジカフェ ・きずなカフェ 4月～12月 第一水曜日 9回 ・かわのカフェ 4月～12月 第三日曜日 9回 ・ケアラズカフェ 4月～12月 第三木曜日 9回</p>

生活支援整備事業「有償生活支援サービス」の実施に向けた経過及びスケジュール

日程	内容	
H28.8月	地域ケア会議(8/8)	各事業所の出席者と高齢者の困りごとについて考える。。
H29.4月	地域内の現状把握(サロン・ミニデイなどでのニーズの聴き取り・高齢者世帯訪問でのニーズの聴き取り)・既存の地域資源の把握・研修等に参加し近隣市町村との情報交換など	
5月		
6月	地域ケア会議(6/27)	独居高齢者の夏場の困りごとの解決について。
7月		
8月	第1回生活支援体制整備事業 全体会(8/30)	有償の生活支援サービスの仕組み作りについて。
9月	第1回ワーキングチーム 話し合い(9/6)	ニーズの絞り込み・サービス時間と金額の設定。
	第2回ワーキングチーム 話し合い(9/12)	村の補助金・お金の受け渡し方法などについて検討する。
	第3回ワーキングチーム 話し合い(9/21)	「留意事項」等の内容について検討する。
10月	第4回ワーキングチーム 話し合い(10/11)	メニューの整理(住み分け)・担い手について話し合う。
	第2回生活支援体制整備事業全体会 (10/17)	サービスの流れとそれに伴う書式、文書などについて話し合う。
11月	第3回生活支援体制整備事業全体会 (11/7)	サービスの流れ、内容等の再確認。事業の開始(H30.4月)までのスケジュールの確認。
12月		
H30.1月	・住民の方々に向けてチラシを作成する	
2月	・各種団体へ向けて社協の地域福祉課職員による事業の説明 ・支援会員の登録	
3月	・一般住民への周知(事業のチラシの全戸配布3/20発送・有線放送など) ・利用者の募集	
4月	・社協報に掲載4/20発送 ・事業の開始(困りごとの相談受付、支援者とのマッチング)	

豊丘村介護保険等利用者負担軽減対策 一覧表

要件等	保険給付・補助対象事業		
	生活困難者の減免 (社会福祉法人等による 利用者負担の減免措置)	振興山村等地域における 特別地域加算の軽減措置	特定入所者介護サービス費給付 (食費及び居住費の負担軽減)
軽減等 対象者	<p>以下要件の全てに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年収が単身世帯で150万円(世帯員が1名増えるごとに50万円を加算した額)以下の者 ・預貯金等が単身世帯で350万円(世帯員が1名増えるごとに100万円を加算した額)以下の者 ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない者 ・負担能力のある親族等に扶養されていない者 ・介護保険料を滞納していない者 	<p>以下要件の全てに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税本人非課税の者で生活保護受給者でない者 ・左記制度の適用を受けていない者 ・振興山村等地域内の社会福祉法人等が提供する下記サービス受給者 	<p>以下の①もしくは②に該当する者であり、かつ③・④に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①村民税非課税世帯かつ本人の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以下の者 ②村民税非課税世帯であって上記に該当しない者 ③配偶者(同世帯かどうかは問わない)が住民税非課税である者 ④預貯金等が一定額未満である者 (配偶者がいる場合:合計2,000万円未満) (配偶者がいない場合:1,000万円未満)
軽減対象の サービス	<p>社会福祉法人が提供する以下のサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス・地域密着型通所介護 ・介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 ・総合事業のみなし通所介護・訪問介護 	<p>振興山村等地域内の社会福祉法人が提供する以下のサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・総合事業のみなし訪問介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護
軽減等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額の1/4が軽減される。 (老齢福祉年金受給者は1/2、生活保護受給者は全額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・15%加算分を公費負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は各保険料段階によって定められた負担限度額を支払い、差額は介護保険から給付される
軽減の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人が減免した「軽減総額」から「当該法人の本来受領すべき利用者負担額」の1%を控除した額を補助基準額とし、この基準額の1/2以内を助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村の助成は上記サービスを提供する事業者に対して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準額と負担限度額の差額が現物支給される。
公費負担割合	<p>基準額の1/2以内の助成に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国 1/2 ・県 1/4 ・村 1/4 	<p>15%加算された料金に対する、利用者負担減額分(10%を9%にすることによる1%分の差額)に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国 1/2 ・県 1/4 ・村 1/4 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用負担」とは、介護費負担・食費負担・居住費(滞在費・宿泊費)負担(生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担)をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の対象事業所は豊丘村社会福祉協議会(が実施するサービス)のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月に対象者へ勧奨通知発送予定
申請場所	○(必要) 豊丘村役場 健康福祉課	×(不要)	○(必要) 豊丘村役場 健康福祉課

要件等	豊丘村単独事業	
	通所デイ・通所リハへの食費助成	福祉介護費
軽減等対象者	村内に住所を有し、下記対象サービスを受給する者	以下の①もしくは②に該当する者であり、かつ③に該当する者 ①村民税非課税世帯かつ本人の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以下の者 ②村民税非課税世帯であって上記に該当しない者 ③生活保護受給者でない者
軽減対象のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護 ・総合事業通所型サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入、短期入所生活介護、短期入所療養介護 ・介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション ・介護予防福祉用具貸与、介護予防住宅改修 ・介護予防福祉用具購入、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護 ・総合事業みなし訪問介護・通所介護
軽減等の内容	一人1食あたり200円の助成を行う	・利用者は村からの助成により実質の利用者負担額が10%から5%となる
軽減の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスセンターほほえみ・宅老所きずな・宅老所どんつく・デイケアはやしの杜利用者は助成額200円が減額された料金を各事業所に支払う。 ・事業者に対しては利用助成数×200円を村より補助する。 ・その他の施設利用者は、食費全額を事業所に支払い、個人申請により、村から1食200円の助成を受ける。 	・利用者は10%の利用料をサービス提供者に支払い、1/2について村より助成を受ける。(償還払い)
公費負担割合	・村 食費自己負担額のうち200円	・村 利用料の1/2
その他	全保険料(所得)段階	・他の利用料減免措置等で軽減を受けた場合は、その差額を助成対象とする。 保険料(所得)段階 1・2・3段階(生保受給者除く)
申請場所	△(村外施設利用者) 豊丘村役場 健康福祉課	×(不要)

要件等	豊丘村単独事業		
	福祉介護費 (短期入所の拡大分)	家族介護支援 (オムツ代補助)	吸引機借用助成
軽減等 対象者	以下に該当する者 ・本人が住民税非課税で世帯員に住民税課税者がいる者 ・生活保護受給者でない者	・村内に住所を有する要介護、要支援認定者 ・総合事業通所型・訪問型サービス利用者	・要介護、要支援認定者
軽減対象の サービス	・短期入所生活介護、短期入所療養介護 ・介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護	・大人用 紙おむつ、リハビリパンツ、介護用 使い捨て手袋、尿とりパッド	・吸引機借用を在宅で利用した場合
軽減等の内容	・利用者は村からの助成により実質の利用者負担額が10%から5%となる(食費・居住費は除く)	・3,000円/1か月を上限として村が負担	・吸引機借用に対する利用者負担額への一部助成
軽減の方法	・利用者は10%の利用料をサービス提供者に支払い、1/2について村より助成を受ける。	・利用者に対して3,000円/月が村から助成される。(社会福祉協議会に委託) ・1年分まとめて年一回1月に申請	・利用者負担額の1/2。(ただし、2,500円/1か月を上限額とする。) ・領収書を添えて申請後、償還払いにて助成される。
公費負担割合	・村 利用料の1/2	・村 3,000円/1か月	・村 利用者負担額の1/2 (上限2,500円/1か月)
その他	・他の利用料減免措置等で軽減を受けた場合はその差額を助成対象とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 保険料(所得)段階 4・5段階 </div>		
申請場所	×(不要)	○ 豊丘村社会福祉協議会(1月～2月)	○ 豊丘村役場 健康福祉課

要件等	豊丘村単独事業		
	移送援助	訪問理容助成	家庭介護慰労金
軽減等対象者	以下のいずれかに該当する者 ・要介護、要支援認定者 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・おおむね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者	・要介護3・4・5認定者	・要介護4・5認定者(要介護3のうち重度者) 在宅介を180日以上護している介護者
軽減対象のサービス	・民間の病人等移送専用タクシー(ストレッチャー装着車)利用した場合	・業者が重度要介護認定者等の自宅に訪問し、理美容を行うサービス	・要介護者1名につき60,000円を慰労金として支給する。
軽減等の内容	・民間の病人等移送専用タクシー(ストレッチャー装着車)利用負担額への一部助成	1回1,000円を補助(1年に5回限度)	重度の要介護者1名につき60,000円を12月～1月に支給
軽減の方法	・民間の病人等移送専用タクシー(ストレッチャー装着車)利用した場合に1/2を助成(10,000円/1回を上限) ・領収書を添えて申請後、償還払いにて助成される。	・利用後、訪問理美容業者の領収証明付きの申請書を社協に提出し、償還払いにて助成。	
公費負担割合	・村 利用者負担額の1/2 (上限10,000円/1回)	訪問理美容料金のうち1,000円	・村 60,000円/1年
その他	・移送区間は以下が対象 (1)居宅と福祉サービスを提供する施設または病院間 (2)福祉サービスを提供する施設と病院間 (3)異なる二つの福祉サービスを提供する施設間 (4)異なる二つの病院間 (5)居宅と別の居宅の間		・民生児童委員会・ケアマネージャー会議で、支給対象者の確認を行う。
申請場所	○ 豊丘村役場 健康福祉課	○ 豊丘村社会福祉協議会	○ 豊丘村役場 健康福祉課

平成29年10月におけるサービス利用実績

法人名もしくは事業所名		豊丘村					高森町					松川町			喬木村			
		地域包括支援センター	豊丘村社会福祉協議会	グループホームあぐり河野	社会福祉法人はやしの社	宅老所きずな	NPO法人どんつく	下伊那厚生病院	特別養護老人ホームあさぎりの郷	老人保健施設 円会センターナリアン	特別養護老人ホーム グランスマイル	訪問看護 ステーションふれあい	おうえん福祉用具	下伊那赤十字病院 松川荘	特別養護老人ホーム	ケアコミュニティこころ	コスモス松川	宅老所しおや
サービス種別・サービス名・サービス概要																		
居宅系サービス	訪問介護	ホームヘルプサービス。ヘルパーが利用者宅を訪問し、食事・排泄・掃除などの日常生活支援を行う。	◎															
	訪問入浴介護	看護職員・介護職員が利用者宅を訪問。持参した浴槽によっての入浴介護を行う。																
	訪問看護	看護師等が利用者宅を訪問。療養上の世話や診療の補助を行う。									◎		●					
	訪問リハビリテーション	理学療養士等が利用者宅を訪問。日常生活の自立に向けたリハビリを行う。							◎				●		●			
	通所介護	利用者が施設(デイサービスセンター)等に通い、施設が食事・入浴等の日常生活上の支援等を行う。	◎				◎	◎	●							●	●	
	通所リハビリテーション	利用者が施設(老健、病院、診療所)等に通い、施設が食事・入浴等の日常生活上の支援等を行う。				◎		◎	◎									
	福祉用具貸与	利用者の心身の状況等を踏まえ、車椅子・特殊寝台・歩行器等を貸与する。										●						
	短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどが、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、食事・入浴などの日常生活上の支援等を行う。							●	●								●
	短期入所療養介護	老人保健施設・療養病床等に短期間入所し、施設において、看護・医学的管理下における機能訓練、日常生活支援を行う。				●		●	●				●					
	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・管理栄養士等が利用者宅を訪問し、療養上の管理・指導を行う。							◎									
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどが、食事・入浴などの日常生活上の支援等を行う。																
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供。グループホームに入所し、食事・入浴等の日常生活上の支援を受ける。			●													
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員30人未満の老人福祉施設が、入所者が在宅復帰できることを念頭に、施設が食事・入浴等の日常生活支援等を行う。				●												
施設系サービス	介護老人福祉施設	入所者が在宅復帰できることを念頭に、施設が食事・入浴等の日常生活支援等を行う。						●					●					●
	介護老人保健施設	入所者が在宅復帰できることを念頭に、自立した日常生活を送れるよう、リハビリや必要な医療、介護などを提供する。				●			●									
	介護療養型医療施設	施設が長期に亘って療養が方を受け入れ、自立した日常生活を送れるよう、リハビリや必要な医療、介護などを提供する。						●					●					

※1 法人名もしくは事業所名は、豊丘村における利用回数が多い箇所を記載しています。
 ※2 ○は豊丘村の利用者が要支援の方のみのケース、●は利用者が要介護の方のみのケース、◎は利用者が要支援の方、要介護の方がともにいるケースです。

平成29年10月におけるサービス利用実績

法人名もしくは事業所名		下伊那郡			飯田市														
		特別養護老人ホーム 天龍荘	特別養護老人ホーム やすおか荘	特別養護老人ホーム 阿南荘	ニテイケアセンター	ツクイ飯田	飯田病院	株式会社マスト	介護のかふね	株式会社サン・アイ	社会福祉法人 ジェイエー長野会	健和会病院	特定施設入所者生活介護 信濃	株式会社ライフケア	株式会社上條機器	特別養護老人ホーム かざこしの里	特別養護老人ホーム 飯田荘	特別養護老人ホーム 第二飯田荘	特別養護老人ホーム きりしま邸苑
サービス種別・サービス名・サービス概要																			
居宅系サービス	訪問介護	ホームヘルプサービス。 ヘルパーが利用者宅を訪問し、食事・排泄・掃除などの日常生活支援を行う。				◎													
	訪問入浴介護	看護職員・介護職員が利用者宅を訪問。 持参した浴槽によっての入浴介護を行う。				●													
	訪問看護	看護師等が利用者宅を訪問。 療養上の世話や診療の補助を行う。					●					●							
	訪問リハビリテーション	理学療養士等が利用者宅を訪問。 日常生活の自立に向けたリハビリを行う。									◎								
	通所介護	利用者が施設(デイサービスセンター)等に 通い、施設が食事・入浴等の日常生活上の 支援等を行う。																	
	通所リハビリテーション	利用者が施設(老健、病院、診療所)等に 通い、施設が食事・入浴等の日常生活上の 支援等を行う。																	
	福祉用具貸与	利用者の心身の状況等を踏まえ、車椅子・ 特殊寝台・歩行器等を貸与する。							◎	◎	◎	●			●	●			
	短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどが、常に介護が 必要な方の短期間の入所を受け入れ、 食事・入浴などの日常生活上の支援等を行う。																	
	短期入所療養介護	老人保健施設・療養病床等に短期間入所し、 施設において、看護・医学的管理下における 機能訓練、日常生活支援を行う。																	
	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・管理栄養士等が利用者宅 を訪問し、療養上の管理・指導を行う。										●	●						
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどが、食事・入浴などの 日常生活上の支援等を行う。											●	●					
地域密着型サービス	認知症対応型 共同生活介護	認知症の利用者を対象にした専門的なケア を提供。グループホームに入所し、食事・ 入浴等の日常生活上の支援を受ける。																	
	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員30人未満の老人福祉施設が、入所者 が在宅復帰できることを念頭に、施設が食事 ・入浴等の日常生活支援等を行う。																	
施設系サービス	介護老人福祉施設	入所者が在宅復帰できることを念頭に、 施設が食事・入浴等の日常生活支援等を行 う。	●	●	●											●	●	●	●
	介護老人保健施設	入所者が在宅復帰できることを念頭に、 自立した日常生活を送れるよう、リハビリや 必要な医療、介護などを提供する。																	
	介護療養型医療施設	施設が長期に亘って療養が方を受け入れ、 自立した日常生活を送れるよう、リハビリや 必要な医療、介護などを提供する。																	

平成29年10月におけるサービス利用実績

法人名もしくは事業所名		飯田市					上伊那郡			
		老人保健施設 アップル飯田	老人保健施設 万年青苑	医療法人 龍川会西澤病院	有限会社 わくわく	居宅介護 飯田サポート	ホームヘルプ かみさと	医療法人 龍川会西澤病院	いいじまいちご	あったか伊那
サービス種別・サービス名・サービス概要										
居宅系サービス	訪問介護	ホームヘルプサービス。 ヘルパーが利用者宅を訪問し、食事・排泄・掃除などの日常生活支援を行う。								
	訪問入浴介護	看護職員・介護職員が利用者宅を訪問。 持参した浴槽によっての入浴介護を行う。							●	
	訪問看護	看護師等が利用者宅を訪問。 療養上の世話や診療の補助を行う。								
	訪問リハビリテーション	理学療養士等が利用者宅を訪問。 日常生活の自立に向けたリハビリを行う。								
	通所介護	利用者が施設(デイサービスセンター)等に 通い、施設が食事・入浴等の日常生活上の 支援等を行う。								
	通所リハビリテーション	利用者が施設(老健、病院、診療所)等に 通い、施設が食事・入浴等の日常生活上の 支援等を行う。								
	福祉用具貸与	利用者の心身の状況等を踏まえ、車椅子・ 特殊寝台・歩行器等を貸与する。								
	短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどが、常に介護が 必要な方の短期間の入所を受け入れ、 食事・入浴などの日常生活上の支援等を行う。							●	
	短期入所療養介護	老人保健施設・療養病床等に短期間入所し、 施設において、看護・医学的管理下における 機能訓練、日常生活支援を行う。								
	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・管理栄養士等が利用者宅 を訪問し、療養上の管理・指導を行う。								
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどが、食事・入浴などの 日常生活上の支援等を行う。								
居宅介護(介護予防)支援	ケアマネージャーによる、介護・介護予防 サービスを利用するためのケアプランの作成 ・事業者や関係機関との連絡調整を行う。				●	●	●			
地域密着型サービス	認知症対応型 共同生活介護	認知症の利用者を対象にした専門的なケア を提供。グループホームに入所し、食事・ 入浴等の日常生活上の支援を受ける。								●
	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員30人未満の老人福祉施設が、入所者 が在宅復帰できることを念頭に、施設が食事 ・入浴等の日常生活支援等を行う。								
施設系サービス	介護老人福祉施設	入所者が在宅復帰できることを念頭に、 施設が食事・入浴等の日常生活支援等を行 う。								
	介護老人保健施設	入所者が在宅復帰できることを念頭に、 自立した日常生活を送れるよう、リハビリや 必要な医療、介護などを提供する。	●	●						
	介護療養型医療施設	施設が長期に亘って療養が方を受け入れ、 自立した日常生活を送れるよう、リハビリや 必要な医療、介護などを提供する。			●			●		

第7期介護保険事業(支援)計画策定に向けたワークシート
【総括表】

(1) 推計値サマリ

1. 被保険者数(年度別)

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総数	4,291	4,284	4,237	4,220	4,210	4,204	4,249
第1号被保険者数	2,104	2,132	2,143	2,133	2,128	2,126	2,178
第2号被保険者数	2,187	2,152	2,094	2,087	2,082	2,078	2,071

2. 要介護(支援)認定者数

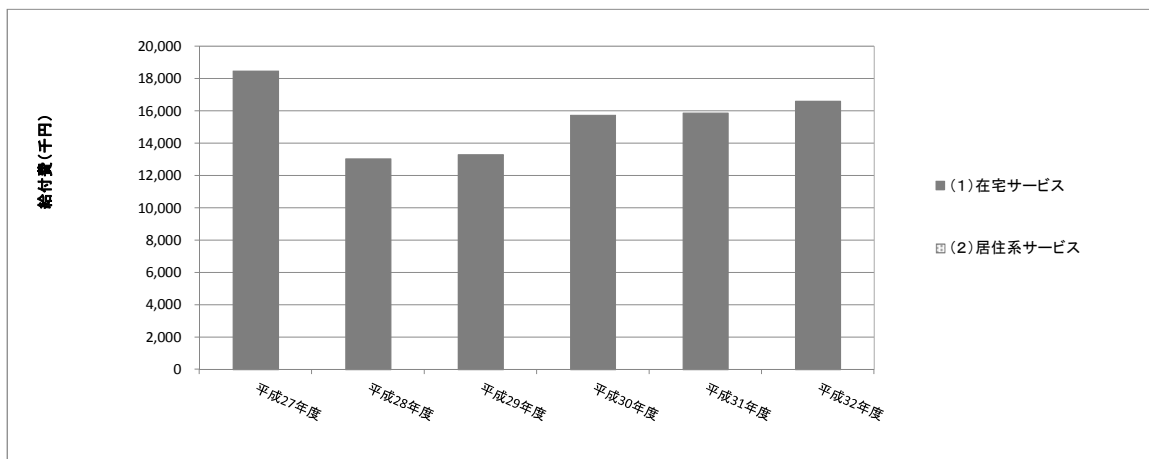
単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総数	374	363	352	355	366	378	398
要支援1	31	28	32	35	36	37	43
要支援2	35	34	29	34	35	37	43
要介護1	66	75	80	77	79	82	82
要介護2	81	62	57	56	58	60	59
要介護3	49	58	56	56	58	60	63
要介護4	57	58	56	58	60	61	66
要介護5	55	48	42	39	40	41	42
うち第1号被保険者数	371	359	349	351	361	372	392
要支援1	31	28	31	33	33	33	39
要支援2	34	32	29	34	35	37	43
要介護1	65	75	80	77	79	82	82
要介護2	81	62	57	56	58	60	59
要介護3	49	57	55	55	57	59	62
要介護4	57	58	56	58	60	61	66
要介護5	54	47	41	38	39	40	41

3. 介護予防サービス見込量

単位:千円

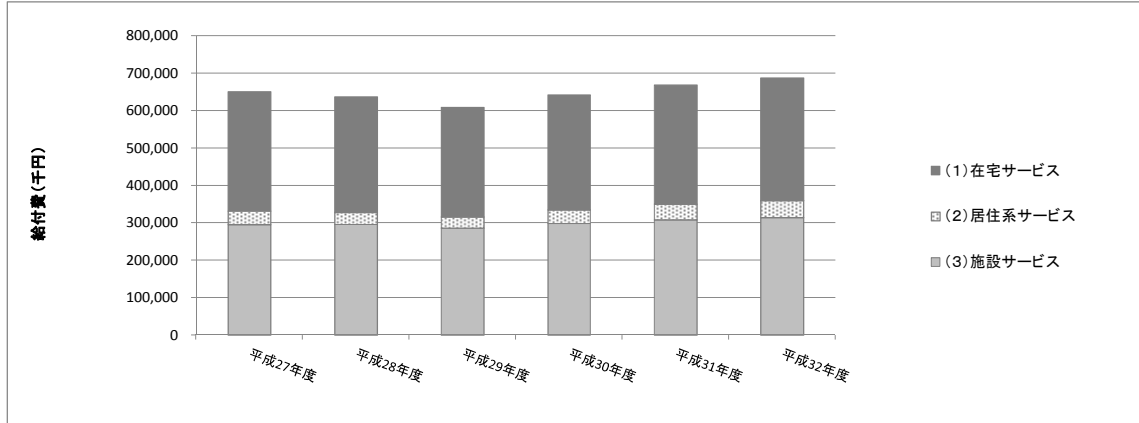
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 在宅サービス	18,487	13,031	13,300	15,742	15,875	16,617	17,830
(2) 居住系サービス	0	0	0	0	0	0	0
合計	18,487	13,031	13,300	15,742	15,875	16,617	17,830



4. 介護サービス見込量

単位:千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1)在宅サービス	319,130	309,505	292,849	306,645	318,417	327,573	355,367
(2)居住系サービス	36,225	32,127	29,750	36,376	42,282	45,474	48,107
(3)施設サービス	295,631	296,238	286,491	298,929	308,414	314,523	319,297
合計	650,987	637,869	609,090	641,950	669,113	687,570	722,771



5. 総給付費 (3. +4.)

単位:千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総給付費	669,474	650,901	622,390	657,692	684,988	704,187	740,601

※給付費は年間累計の金額

6. 介護保険料基準額(月額)

単位:円

	第6期	第7期	平成37年度
保険料基準額(月額)	5,950	5,660	7,917
保険料基準額の伸び率(%) (※当該保険料基準額/第6期保険料*100)		95.1%	133.1%

7. 介護保険料基準額(月額)の内訳

単位:円

	第6期		第7期		平成37年度	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
総給付費	5,138	86.4%	5,330	86.7%	6,952	87.8%
在宅サービス	2,685	45.1%	2,606	42.4%	3,503	44.2%
居住系サービス	262	4.4%	323	5.3%	452	5.7%
施設サービス	2,191	36.8%	2,401	39.1%	2,997	37.9%
その他給付費	413	6.9%	357	5.8%	438	5.5%
地域支援事業費	321	5.4%	459	7.5%	527	6.7%
財政安定化基金 (拠出金見込額+償還金)	78	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
市町村特別給付費等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保険料収納必要額 (月額)	5,950	100.0%	6,147	100.0%	7,917	100.0%
準備基金取崩額	0	0.0%	487	7.9%	0	0.0%
保険料基準額 (月額)	5,950	100.0%	5,660	92.1%	7,917	100.0%

【平成30年度～平成32年度における所得段階と保険料】

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料（円） 上段：年額 下段：月額
第1段階	生活保護受給者の方。 または、老齢福祉年金受給者であり、 世帯全員 が住民税 非課税 の方。	0.45	30,510
	世帯全員 が住民税 非課税 の方で、 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が80万円以下。		2,543
第2段階	世帯全員 が住民税 非課税 の方で、 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下。	0.625	42,375
			3,532
第3段階	世帯全員 が住民税 非課税 の方で、 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が120万円を超える。	0.75	50,850
			4,238
第4段階	本人 が住民税 非課税 であり、 世帯員 に住民税 課税 者がいる方で、 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が80万円以下。	0.90	61,020
			5,085
第5段階 【基準額】	本人 が住民税 非課税 であり、 世帯員 に住民税 課税 者がいる方で、 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が80万円を超える。	1.00	67,800
			5,650
第6段階	本人 が住民税 課税 であり、 前年の合計所得金額が100万円未満。	1.30	88,140
			7,345
第7段階	本人 が住民税 課税 であり、 前年の合計所得金額が100万円以上、200万円未満。	1.50	101,700
			8,475
第8段階	本人 が住民税 課税 であり、 前年の合計所得金額が200万円以上、300万円未満。	1.70	115,260
			9,605
第9段階	本人 が住民税 課税 であり、 前年の合計所得金額が300万円以上、400万円未満。	1.90	128,820
			10,735
第10段階	本人 が住民税 課税 であり、 前年の合計所得金額が400万円以上。	2.00	135,600
			11,300

平成30年度(予定) 介護保険の財源負担割合

※第7期介護保険事業計画期間（平成30年度～平成32年度）

(%)

財 源				公 費 (税 金)			介 護 保 険 料						
負 担 者				国	県	豊 丘 村	第1号被保険者	第2号被保険者					
							(65歳以上の方)	(40～64歳の方)					
負担割合	介護給付費	(豊丘村の歳出予算科目) 款2の全て	居宅等給付費	25.0 (20.0)	12.5	12.5	22.0	28.0					
			財政調整交付金(8.0)				23.0	27.0					
		施設等給付費	20.0 (15.0)	17.5	12.5	22.0	28.0						
		財政調整交付金(8.0)				23.0	27.0						
	地域支援事業	3-1-1 3-1-2	介護予防・日常生活支援総合事業	25.0 (20.0)	12.5	12.5	22.0	28.0					
				財政調整交付金(8.0)				23.0	27.0				
		3-2-1 3-2-2	包括的支援事業・任意事業	39.0	19.50	19.50	22.0	/					
				38.5			19.25		23.0				
				3-2-3 3-2-4 3-2-5 3-2-6			包括的支援事業・任意事業 (社会保障充実分) ①認知症総合支援事業 ②在宅医療・介護連携推進事業 ③生活支援体制整備事業 ④地域ケア会議推進事業		39.0	19.50	19.50	22.0	/
									38.5			19.25	

- ①保険者(豊丘村)が決定している額(基準年額 67,800円:基準月額 5,650円)で徴収。
②特別徴収(年金天引き)と普通徴収(現金・口座振替)のいずれかにより徴収。

- ①健康保険の保険料に含まれて徴収。
②保険料については保険者(豊丘村)の決定・徴収ではなく、収入等に対する率にて徴収。
③社会保険診療報酬支払基金から村への納入となる。

名目上の財政調整交付金率は5%(豊丘村は実際には7～8%程度が交付されている。)

※1 調整交付金

介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」。)に係る国の交付金について、一律に交付するものを国庫負担金25%のうち20%とし、残りの5%分については、市町村における介護保険財政を調整するために傾斜を付けた交付金として交付されるもの。

①第1号被保険者のうち、75歳以上の高齢者の割合 ②第1号被保険者の所得の分布状況に応じて交付される。

(75歳以上の後期高齢者の割合が高く、所得の低い方の割合が高い市町村には多く交付される。)

※2 社会保障充実分

消費税財源を活用した地域支援事業の充実を目的に創設。平成30年度までに全市町村が新しい包括的支援事業分(新規4事業)に取り組めるように、市町村の取組みを支援するもの。

介護保険用語

被保険者	介護保険料を支払っており、介護保険のサービスを利用する資格がある方のことをいいます。第1号被保険者と第2号被保険者があります。第1号被保険者とは、村に住所を有する65歳以上の方をいい、第2号被保険者は、村に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいいます。
要介護認定	日常生活でどの程度介護や支援を必要とするのか、身体状況や医療依存度などに基づいて、要介護状態を要支援1・2、要介護1～5の7段階に区分します。
①	<p>要支援状態</p> <p>日常生活の一部に介助が必要だが、心身の機能維持・改善が見込まれる方などをいいます。</p> <p>(要支援状態のイメージ)</p> <p>要支援1 : 日常生活の能力は基本的にはあるが、入浴・買い物などで一部介助が必要。</p> <p>要支援2 : 要介護1に近いが介護予防サービスを提供すれば改善が見込める。</p>
②	<p>要介護状態</p> <p>日常生活で介護が必要となる状態です。介護保険サービスの利用によって、生活機能の維持・改善が必要な方などをいいます。</p> <p>(要介護状態のイメージ)</p> <p>要介護1 : 立ち上がりや歩行などが不安定で、身の回りことをするのに見守りや介助が必要。</p> <p>要介護2 : 立ち上がりや歩行などに支えが必要で身の回りのことに全般又は一部介助が必要。</p> <p>要介護3 : 立ち上がり歩行、身の回りのこと全般が自力ではできないことが多い。</p> <p>要介護4 : 日常生活全般に介助が必要。問題行動や理解力低下もみられる。</p> <p>要介護5 : 日常生活全般に、全面的な介助が必要で、意思疎通も困難。</p>

居宅介護支援		<p>介護・支援を必要とされる方が自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望に添って、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成したり、居宅サービス計画に位置づけたサービスを提供する事業所等と連絡・調整などを行う事です。</p> <p>要支援1・2の認定者 地域包括支援センターでケアプランを作成します。</p> <p>要介護1～5の認定者 居宅介護支援事業所のケアマネージャーがケアプランを作成します。</p>
介護支援専門員 (ケアマネージャー)		<p>介護保険制度において居宅介護支援（ケアマネジメント）を行う専門家。介護・支援を必要とされる方が自宅で適切にサービスを利用できるように心身の状況や生活環境、本人・家族の希望に添って、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成したり、居宅サービス計画に位置づけたサービスを提供する事業所等と連絡・調整などを行います</p>
居宅サービス※ 以下上段は要介護者 下段（介護予防～）は要支援者を対象としたサービス		<p>ご自宅にいながら受けられるサービスです。居宅サービスには、①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入居者生活介護、⑪福祉用具貸与、⑫特定福祉用具購入があります。</p>
①	訪問介護	ホームヘルパーが要介護・要支援状態の方のお宅へ訪問します。介護や生活の援助をします。
	介護予防訪問介護	
②	訪問入浴介護	移動入浴車がお宅へ訪問し、入浴の介助をします。
	介護予防訪問入浴介護	
③	訪問看護	看護師がお宅へ訪問します。手当や点滴などを受けられます。
	介護予防訪問看護	
④	訪問リハビリテーション	機能回復訓練の専門家がお宅に訪問します。リハビリを受けられます。
	介護予防訪問リハビリテーション	
⑤	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などのうち必要な専門家が在宅へ訪問します。薬の飲み方や食事の注意点などについて教えてくれます。
	介護予防居宅療養管理指導	

⑥	通所介護	デイサービスセンターや宅老所で、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練を日帰りで受けられます。
	介護予防通所介護	
⑦	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院などで、日帰りの機能訓練などが受けられます。
	介護予防通所リハビリテーション	
⑧	短期入所生活介護	ショートステイともいいます。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間だけ入り、食事や入浴など介護サービスや機能訓練を受けられます。 (ただし、事前にケアマネージャーに相談が必要です。)
	介護予防短期入所生活介護	
⑨	短期入所療養介護	医療型ショートステイともいいます。介護老人保健施設などに短期間だけ入り、利用を中心に介護サービスや機能訓練を受けられます。 (ただし、事前にケアマネージャーに相談が必要です。)
	介護予防短期入所療養介護	
⑩	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等で、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けられます。
	介護予防特定施設入居者生活介護	
⑪	福祉用具貸与	自宅で生活しやすくするために、介護を受けやすい環境を整えたりするために福祉用具を借ります。
	介護予防福祉用具貸与	
⑫	特定福祉用具購入	自宅で生活しやすくするために、介護を受けやすい環境を整えたりするために福祉用具（入浴・排泄用品等）を買います。
	介護予防特定福祉用具購入	
地域密着型サービス		住み慣れた地域で、介護サービスを受けることができます。
地域密着型介護予防サービス		
①	認知症対応型共同生活介護（あぐり河野）	認知症（要介護）の方が住居において共同生活を送る中で、入浴、排泄、食事等の介護サービスを受けられます。
②	地域密着型特別養護老人ホーム（特養はやしの杜）	自宅で介護を受けることが困難で常に介護が必要な方が利用できる施設です。食事や入浴などの日常生活と同じサービスのほか、健康管理のサービスが受けられます。
③	認知症対応型通所介護（きずな どんつく）	認知症の方がデイサービスセンターや宅老所で、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練を日帰りで受けられます。

施設サービス	施設で受けられるサービスです。施設サービスには ①介護福祉施設 ②介護保健施設 ③介護療養医療施設 があります。
① 介護老人福祉施設 【例：あさぎりの 郷・喬木荘・松川荘等】	自宅で介護を受けることが困難で常に介護が必要な方が 利用できる施設です。食事や入浴などの日常生活と同じ サービスのほか、健康管理のサービスが受けられます。
② 介護老人保健施設 【例：はやしの杜・ センチナリアン 等】	病気や怪我で病院に入院していた方が、症状が安定して リハビリに重点を置いた介護が必要となった時に利用で きる施設です。医学的な管理のもとで、介護や看護、リ ハビリのサービスを受けられます。
③ 介護療養型医療施設 【例：こもれば（下伊 那厚生病院内）・菅沼病 院・西澤病院 等】	長期間にわたり療養が必要な方が入所できる施設です。 介護体制が整った医療施設で、主に医療や看護のサー ビスを受けられます。
地域支援事業	高齢者が自立した生活をおくれる事を目的に市町村が責 任主体となって実施されます。
介護予防事業	高齢者が要介護状態にならないよう様々な支援サービ ス、情報提供を通じて介護予防を行うものです
包括的支援事業	地域のケアマネジメントを総合的に行うために様々な事 業を行うものです。
任意事業	市町村独自に介護予防を行う事業です。
介護予防日常生活支援総合事業	第6期中に要支援又は、要介護状態となる恐れのある高 齢者を対象に生活支援サービスを総合的に提供するサー ビスとして創設されました。従来の要支援の方の通所介 護、訪問介護がこのサービスに移行され、市町村が地域 の実情に応じ独自の判断でサービスを決定していきま す。 豊丘村では平成28年から通所Aと訪問Aが実施されていま す。
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく 事を目的とし、地域において生活支援サービスの提供体 制の濃い地区に向けたコーディネイト機能（調整機能） を果たす者。
有償生活支援サービス	生活支援を必要とする高齢の方に対し安価で支援でき る人が行う支援活動。
生活支援ヘルパー	生活支援を中心に行うヘルパー業務

ワークシート	厚生労働省が介護保険事業計画策定支援の一環として作成したシステムで、介護保険サービスの見込量やそれに基づく保険料算定を行うためのシートです。全国の保険者に配布され、自然体の推計に保険者独自の効果等を加味することが可能です。（一般公開はされていません）
国保データベースシステム	「豊丘村国民健康保険（以下国保）の特定健診・保健指導」「国保医療」「後期高齢者医療」「介護」のデータを突合し、集団（地域）・個人の健康課題を明確化する国保中央会のシステムです。略称 KDBシステム。
認知症地域支援推進員	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために容態の変化に応じて全ての期間を通じて医療・介護等の支援を効果的に行うことが重要であり、地域社会の基盤整備・個人相談業務を行う。